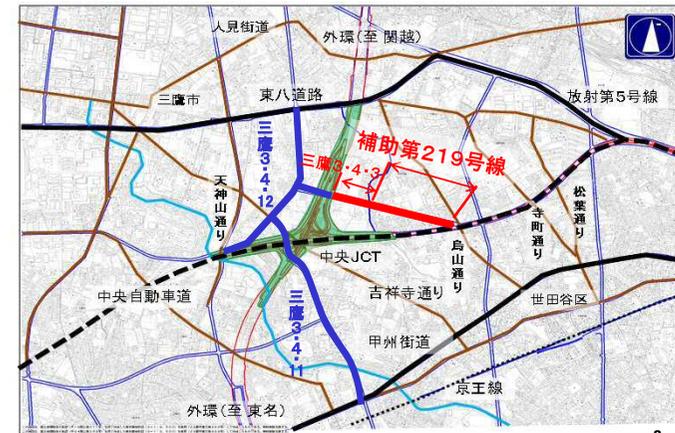


# 事業概要及び 測量説明会

東京都市計画道路補助線街路第219号線

世田谷区北烏山七丁目～北烏山八丁目

## 全体計画図



## 本日の説明内容

1. 道路整備の目的
2. 路線の概要
3. 事業の整備効果
4. 環境配慮の方針
5. 事業の進め方
6. 測量について

## 1. 道路整備の目的

## 道路の役割と機能

### 1. 交通機能

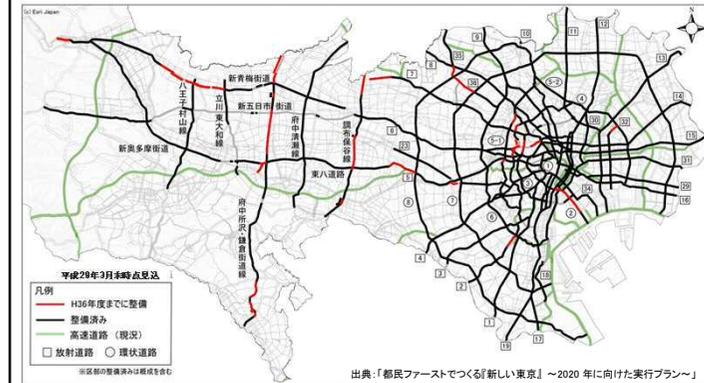
- ①トラフィック機能：人の移動、物の輸送
- ②アクセス機能：沿道の土地利用促進

### 2. 空間機能

- ①街区形成：街並・景観の形成
- ②防災：避難路、延焼遮断帯等
- ③環境：通風、採光、街路樹、広場等
- ④収容空間：電気、通信、ガス、上下水道、地下鉄等

5

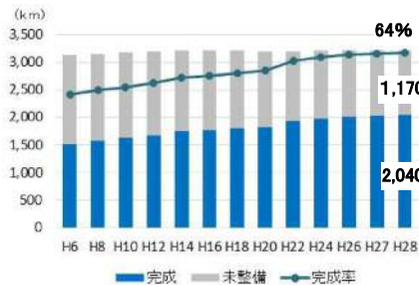
## 主な道路の整備状況図



6

## 東京における道路整備の状況

- 東京の都市計画道路の延長 約3,208km  
 平成28年度末の整備率・・・約6割



各項目の数値は、少数以下を切り捨てて集計しているため一致しないところもあります。

7

## 東京における道路整備の状況

- 東京が抱える都市計画道路の課題
  - ①道路交通の課題  
 交通渋滞、生活道路における事故件数の増加
  - ②防災都市の実現に向けた課題  
 延焼遮断や避難路の機能として不十分な幅員
  - ③質の高い生活に向けた課題  
 自転車が関係する交通事故の増加

8

東京における都市計画道路の整備方針  
(第四次事業化計画)平成28年3月  
道路整備の四つの「基本目標」  
「活力」「防災」「暮らし」「環境」



将来都市計画道路ネットワークの検証



優先的に整備すべき路線を選定

**補助第219号線、三鷹3・4・3号線**

9

## その他の計画



東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)  
対応の方針 平成21年4月

## 2. 路線の概要

11

## 路線の概要(位置図)



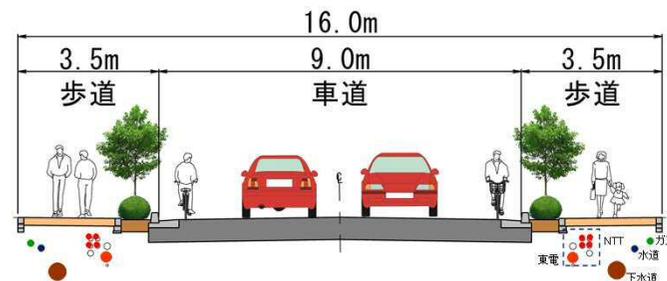
## 路線の概要

都市計画 道路名	三鷹都市計画道路事業 3・4・3号線	東京都市計画道路事業 補助線街路第219号線
区 間	三鷹市北野一丁目	世田谷区北烏山七丁目 ～北烏山八丁目
延 長	約270m	約560m
幅 員	16m	16m
車線数	2車線	2車線

13

## 道路構造の概要(標準断面図)

イメージ図



※交通管理者との協議により変更になる可能性があります。  
安全対策については、今後、検討を進めていきます。 14

## 3. 事業の整備効果

### 事業の整備効果

- 道路ネットワークの形成
- 周辺道路交通環境の改善
- 地域の安全性の向上
- 延焼遮断帯による地区の防災性の向上
- その他の機能

15

16

## 事業の整備効果

### ■ 道路ネットワークの形成



事業中の都市計画道路と烏山通りを結ぶ事により  
東西方向のアクセス性向上

17

## 事業の整備効果

### ■ 周辺道路交通環境の改善



北烏山8-18付近



北野1-6付近



18

## 事業の整備効果

### ■ 周辺道路交通環境の改善

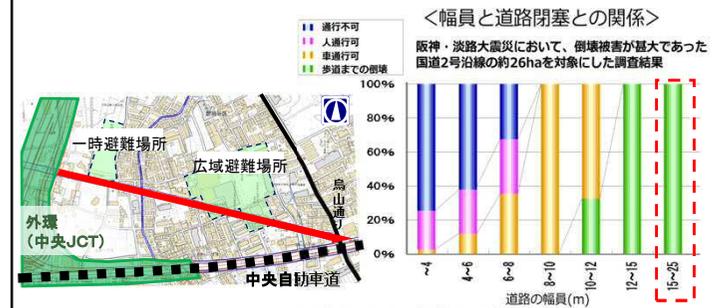


歩道のある道路を整備することにより、  
交通環境の改善を図り、安全安心な通行が確保できる。

19

## 事業の整備効果

### ■ 避難場所へのアクセス向上



災害時には、避難場所に速やかに安全に避難で、  
救援物資が確実に届けられる。

出典：都市整備研究会 新時代のまちづくり・みちづくり  
「阪神・淡路大震災における道路幅員と道路閉鎖との関係」

20

## 事業の整備効果

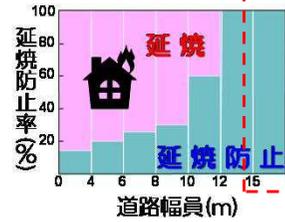
- 延焼遮断帯による防災性の向上

### 道路幅員と延焼防止率の関係



幅員の広い道路を整備することにより、火災時などに延焼防止機能を発揮

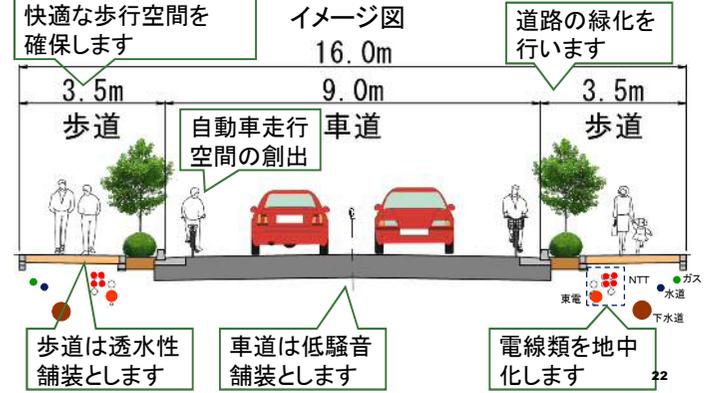
### 阪神淡路大震災時の道路と延焼の関係



## 事業の整備効果

- その他の機能

※交通管理者との協議により変更になる可能性があります。安全対策については、今後、検討を進めていきます。



## 事業の整備効果

- イメージ図

※交通管理者との協議により変更になる可能性があります。安全対策については、今後、検討を進めていきます。



23

## 4. 環境配慮の方針

24

## 【環境配慮基本方針】

### 世田谷区環境基本条例に 基づく説明

25

## 環境配慮の方針

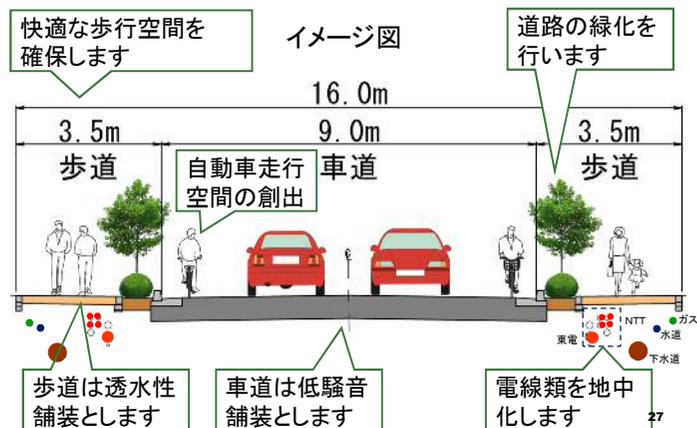
### 世田谷区環境基本条例に基づく 【環境配慮基本方針】

- 自動車交通に対する環境対策に努めます。
- 緑の確保に努めます。
- 良好な都市景観を創出します。
- 交通の円滑化と安全性の向上に努めます。
- 快適な歩行空間と自転車走行空間の創出をします。

26

## 環境計画図

※交通管理者との協議により変更になる可能性があります。  
安全対策については、今後、検討を進めていきます。



## 緑化計画図

※交通管理者との協議により変更になる可能性があります。  
安全対策については、今後、検討を進めていきます。

### イメージ図



## 沿道環境(騒音・振動) 同程度の規模の都道における 騒音・振動測定結果

路線名	観測地点	車線数	道路幅員	騒音レベル (dB)		振動レベル (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
杉並あきる野線 (五日市街道)	杉並区成田東 3-7	2	15	昼間	夜間	昼間	夜間
				67	63	45	40
				評価の指標		評価の指標	
				昼間	夜間	昼間	夜間
				70	65	60	55

※騒音の測定結果は、平成29年度の実施値です。  
 ※評価の指標(騒音)は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準)です。  
 ※評価の指標(振動)は、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する規制基準です。

29

## 沿道環境(大気質) 幅員の広い都道における 大気質測定結果

局名	車線数	道路幅員	二酸化窒素 NO <sub>2</sub> (ppm)	浮遊粒子状物質SPM (mg/m <sup>3</sup> )
明治通り 西巢鴨	4	21.8	0.042	0.038
			評価の指標	
			0.06	0.10

※測定結果[二酸化窒素NO<sub>2</sub>]は、日平均値の年間98%値です。  
 ※測定結果[浮遊粒子状物質SPM]は、日平均値の年間2%除外値です。  
 ※評価の指標[NO<sub>2</sub>]は、「環境基本法」に基づく「二酸化窒素に係る環境基準」です。  
 ※評価の指標[SPM]は、「環境基本法」に基づく「大気汚染に係る環境基準」です。

30

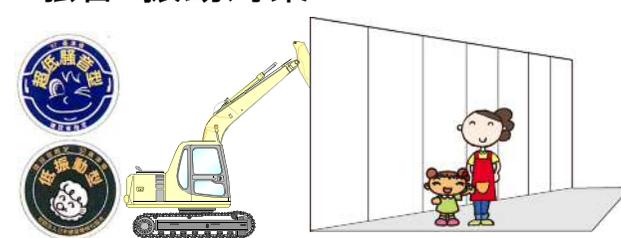
## 工事中の公害対策 ■ 粉じん対策



- ・ 粉じん飛散防止のため、土砂の積み込み、積み下ろし作業は、作業方法に配慮
- ・ 防じんシートの設置など

31

## 工事中の公害対策 ■ 騒音・振動対策



- ・ 低騒音型、低振動型の建設機械の使用
- ・ 仮囲い等の設置

32

## 資源の循環的な利用

### ■ 工事により発生する土砂等

- ・ 他の公共事業等での再利用
- ・ 再資源化施設の活用



### エネルギーの有効利用

- ・ 低燃費型建設機械を使用
- ・ 道路照明設備は、LEDを使用



33

## 福祉的な配慮

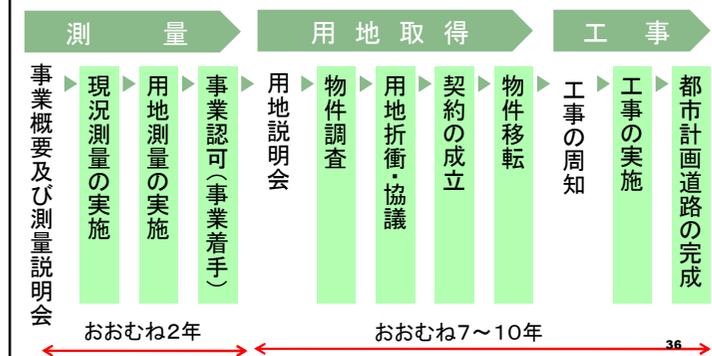
- ・ 「東京都福祉のまちづくり条例」  
「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」
- ・ 歩道の段差・勾配等について、安全かつ快適に 歩行・移動できるように配慮



## 5. 事業の進め方

35

## 都市計画道路の 一般的な事業工程

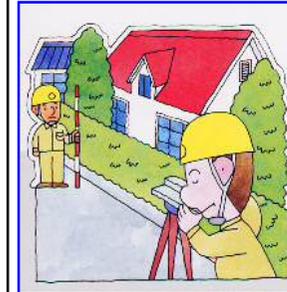


36

## 6. 測量について

37

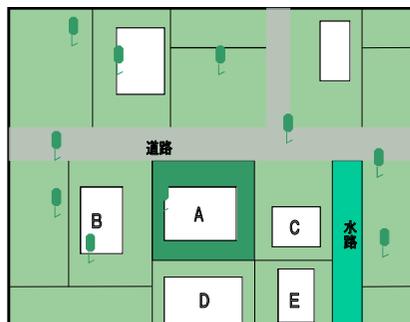
## 現況測量とは・・・



- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
  - ② できあがった図面に都市計画道路の計画線を書き入れて、位置を明らかにします。
  - ③ 都市計画線の幅や都市計画道路の中心を現地に標示するために、杭または鉋を設置します。
- ※ 作業に入る前には、「測量作業のお知らせのチラシ」を郵便ポストなどにお配りし、お知らせしてから、測量作業を開始する予定です。

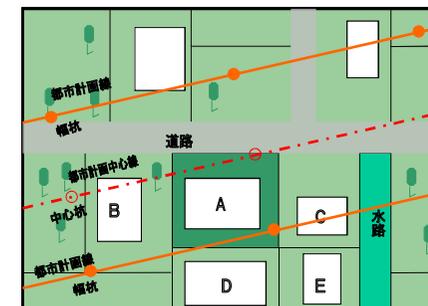
38

## 現況測量の作業内容



39

## 都市計画線現地標示の作業内容



40

## 現況測量の範囲



※測量範囲外についても測量を実施する場合があります。

凡例  
 整備予定区間  
 測量範囲

## 身分証明書、腕章（見本）

建三環整身第 号

### 身分証明書

氏名 昭和 年 月 日生

勤務先 住所

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

1. 件 名 記

2. 委託場所

3. 委託期間 自 〇〇 年 月 日 至 〇〇 年 月 日

東京都建設局長 公 印



## 測量業者 紹介

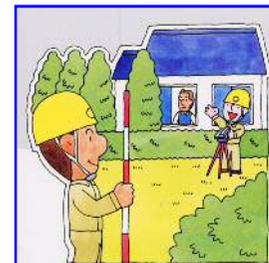
会社名： 株式会社 測地コンサルタント

住 所： 東京都清瀬市元町  
2-25-12

電 話： 042-491-6511

担当者： 中川、柿澤

## 用地測量とは・・・



- 権利関係の資料とは(例)
1. 登記所に登記されている地積測量図
  2. 登記されていないが、隣接者が立会い確認の押印をした測量図
  3. 現地の杭や刻み、紙等
- ※ 隣接者の立会いがない資料は参考資料となります(建築確認資料等)

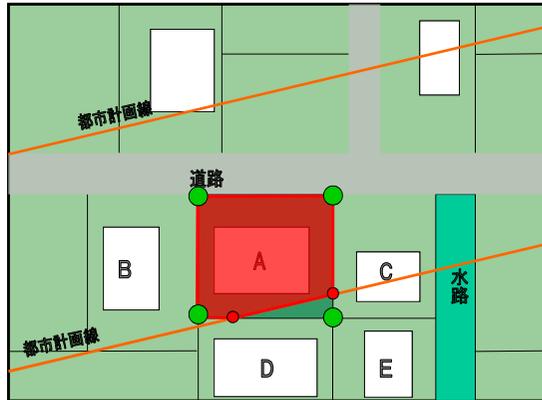
① 都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会**の上、隣接する土地との境界等を調査・確認します。

② 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、取得させて頂く土地の面積の算出及び図面を作成します。

※ 関係する土地の権利者様に、立会いをお願いするお手紙を立会日の約2週間前に送らせていただきます。

※ 立会を行うに当たりましては、その土地の権利関係の資料を調査した上で、予めその土地に立ち入らせていただくこともございます

## 境界の確認とその後の作業について



45

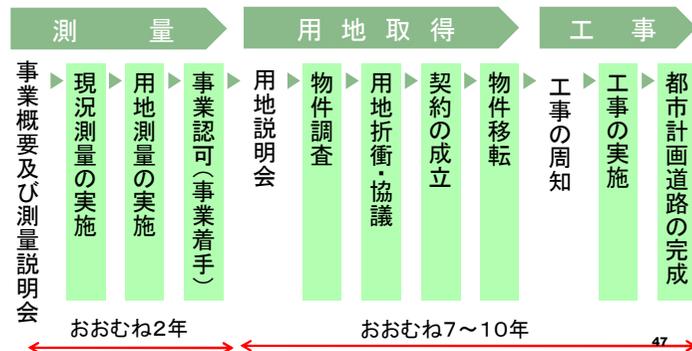
## 用地測量の予定範囲



凡例  整備予定区間

46

## 都市計画道路の 一般的な事業工程



47

## お問い合わせ先

東京都建設局三環状道路整備推進部

道路整備全般 事業推進担当

TEL 03(5320)5173

測量全般 測量担当

TEL 03(5320)5179

午前9時から午後5時まで  
(土曜、日曜、祝日は除きます)